

史記大宛伝と漢書張騫・李廣利伝との関係について

榎

一

雄

(一)

現行の史記卷一二三大宛列伝については、唐代既に司馬遷の手に出たものであるまいとする疑が提出されている。唐の司馬貞の史記索隱（大宛列伝の条）に

案するに此の伝〔即ち大宛列伝〕合に西南夷の下に在るべし。宜しく酷吏・游俠の間に在るべからず。斯れ蓋し並びに司馬公の殘闕にして褚先生之を補うの失なり。幸いに深く尤むべからざれ。

史記大宛伝と漢書張騫・李廣利伝との関係について

榎

と述べ、大宛列伝は今酷吏列伝（卷一二一）の次、游俠列伝（卷一二四）の前に置かれているが、本来は西南夷列伝（卷一一六）の次にあった筈のものである。それが現行本のような順序になつたのは、褚少孫が史記の残闕を補つた時に誤つたものである、としているのがそれである。

史記索隱の著者としての司馬貞は朝散大夫国子博士弘文館学士の官銜を称しているが、弘文館学士は開元七年（719）に設けられたものであるので、本書の編纂がその年かそれ以後に在つたとすべきことは、夙に錢大昕・淹川龜太郎博士等の主張して居られる通りである。⁽¹⁾

司馬貞は屢々史記を称して残闕と言つてゐるが、それには史記編纂に当つて利用せられた材料が十分に揃つていなかつたことを指していいる場合と、史記の本文が司馬遷以後失われたことを言つてゐる場合との二つがある。大宛列伝を残闕であるとしているのはこの後の場合で、大宛列伝は一旦失われ、漢代褚少孫がこれを補つたもので、その際西南夷列伝の次に置かれていたものを現行のようによく酷吏・游俠二伝の間に誤り置いたというのである。現行本の太史公自序にも大宛列伝は酷吏・游俠二伝の中間にあるとしてあるから、司馬貞の議論に従えば太史公自序にも褚先生の手が加えられていることになる。

漢書卷六二司馬遷伝によると、史記百三十篇の中十篇が缺け、「錄有りて書無し」であったと言ふ。この十篇は漢書司馬遷伝の顏師古注に引く張晏に

遷歿するの後、景紀・武紀・礼書・樂書・兵書・漢興以來將相年表・日者列伝・三王世家・龜策列伝・傅靳列伝を亡う。元「帝」成「帝」の間（49B.C.～A.D.7）の間、褚先生補缺し、武帝紀・三王世家・龜策・日者を

作る。言辞鄙陋、遷の本意に非ざるなり。

とあるものである。顏師古はこれに続けて

序目「兵書無し」。張〔晏〕云う、亡失すと。此の説非なり。

と言つてはいるが、滝川亀太郎博士によると、兵書は律書のことであつて、顏師古が序目（太史公自序）に兵書が無いとして張晏の言う所を斥けてはいるのこそ誤であるとし⁽²⁾、趙翼は褚少孫の補う所は十篇に止らないとして、外戚世家・田仁列伝・張丞相列伝（張良・申屠嘉）・楚元王世家・匈奴列伝からいくつかの実例を挙げ、さらに欠けていたという十篇は司馬遷の原書にはあつたものを後人が失つたのであるとし、褚少孫の補記も漢書の本文に採入れられているもののあることから考えて、早くから史記とともにに行われていたものであるとしている。

褚少孫が史記の残闕を補つたことは隠れもない事実であるが、それが張晏の指摘する十篇のすべてに亘るのか、一部に止るのか、更にこれら十篇以外にも及んでいるとすれば、果して何處と何處の部分であるか、それらはなお必ずしも明確でない。しかし大宛列伝が褚少孫の補続であるというのは、司馬貞独自の主張である。他にそうした説を唱えた人はいない。司馬貞がそうした主張を行つたのは何故であろうか。その理由は明かでないが、司馬貞の言う所から考へると、大宛列伝が酷吏・游俠二伝の中間に置かれているその不自然さによるというのではなかろうか。現行の史記には南越・東越・朝鮮・西南夷の四列伝がこの順序に並んでおり⁽⁴⁾、大宛列伝は西国（後の西域）の記述なのであるから、これら外国に關する列伝と相接続して然るべきものである。それが西南夷列伝から六つの列伝を隔て、酷吏・游俠兩列伝の中間に置かれているのは誠に不自然であった。これは褚少孫が補続した際、本来西

南夷列伝の次にあつた筈の大宛列伝を誤つてずっと後の方に置いてしまつたのだというのではあるまいか。こうとも考えなければ、他に考えようがない。

確かに大宛列伝が酷吏・游俠両列伝の中間に置かれているのは不自然である。しかし史記の卷一一〇匈奴列伝から以下は同じように不自然な配列が目立つ。匈奴列伝は外民族或いは外国を取扱つた列伝の最初であつて、南越・東越・朝鮮・西南夷の列伝に統くのが自然であるが、南越列伝との間に衛將軍驃騎列伝と平津侯主父列伝の二つが挟つてある。循吏列伝・儒林列伝・酷吏列伝・游俠列伝・僕僕列伝・滑稽列伝・日者列伝・龜策列伝・貨殖列伝は類を同じくする人々をそれぞれのグループに分けて伝を立てたものであるのに、その中間に汲「黯」鄭「當時」列伝・大宛列伝が挟まれ、西南夷列伝と循吏列伝との間に司馬相如と淮南衡山王との列伝が挟つてある。

しかしこれは後人の補統等によつて生じた混乱ではなく、太史公自序にこの通りの順序で列伝が配列されていたことを明記しているように、司馬遷の原本そのものの順序であると考えてよいものである。匈奴列伝に始まる一連の外国伝と、循吏列伝に始まる同類の社会人のグループ別列伝とは司馬遷が当初から立てていた腹案に従つたものに相違ないが、それと性格を異にする列伝が今見るような場所に挿入されたのは、次の二つの理由によるものであろう。一つは匈奴征伐と関係の深い衛青驃騎列伝と、西南夷の招撫に関係の深い司馬相如伝とをそれぞれ匈奴列伝・西南夷列伝の次に列したのは相互の関係の深さを考慮したものであり、一つはこれらの部分を書いている時に書き上つた列伝を脱稿した順序に並べて行つたのであろう。平津侯主父・淮南衡山王・大宛の列伝がそれで、汲「黯」鄭「當時」列伝は汲・鄭の両者が黄・老の言の忠実な实行者として、或いはその前の循吏列伝、或いはその

後の儒林及び酷吏列伝と関連もし対立もしている所からここに置かれたのであろう。趙翼は二十二史劄記卷一に「史記の編次」と題し、

史記列伝の次序は、蓋し一篇を成ることに即ち一篇を編入したるものにして、全書を撰成するを待ちての後に重ねて排比を為したるにあらず。故に李広の伝の後に忽ち匈奴伝を列し、下又衛青・霍去病の伝を列す。朝臣、外夷と相次ぐは已に不倫に属すれども、然れども此れなお諸臣の事皆匈奴と相渉ると曰うがごときなり。公孫宏伝の後忽ち南越・東越・朝鮮・西南夷等の伝を列し、下又司馬相如伝を列し、相如の下、又淮南衡山王伝を列し、循吏の後、忽ち汲黯・鄭當時伝を列す。儒林・酷吏の後、又忽ち大宛伝に入る。其の次第皆意義無し。其の得るに随つて随つて編したるを知る可し。

と述べている。恐らく妥当な見解であろう。

このように見てくると、司馬貞が大宛列伝の位置の不自然なことから、これを褚少孫の補続であると考えたのであるとしても、その推定には贊意を表することが出来ない。

(二)

史記大宛列伝についてそれが漢書卷六一張騫・李広利伝を移録したものに過ぎないという見解を公にしたのは、公羊学者として清末民初に活躍した崔適である。崔適は春秋復始の著者として知られ、北平大学にも出講し春秋を講じた。その史記探源（宣統二年 1910 朱祖謀序、一九二三年北京大学鉛印）卷八によると、

史記大宛伝と漢書張騫・李広利伝との関係について

梗概

大宛列伝第六十三。索隱に此の伝合に西南夷の下に在るべし、宜しく酷吏・游俠の間に在るべからず、斯れ蓋し司馬公の殘闕にして褚先生之を補うの失なり、と。案するに、此れも亦褚先生の補に非ず、後人直ちに漢書の張騫・李廣利伝を錄せるなり、然れども此れと律書と小司馬（＝司馬貞）能く張晏の亡と謂わざる所の者に於いて太史公の作に非ざるを知れり。索隱の名、稍々其の實に符す。

とある。崔適は張晏が殘闕の一つに數えていないにも拘らず、司馬貞が大宛列伝が司馬遷の作でないことを看破した眼力を称えながら、それが褚少孫の補闕ではなく、別の後人が漢書の張騫・李廣利伝を移録したものであると断定しているが、その理由については何等語ろうとしていない。

一九二九年即ち崔適に遅れること十九年にして、崔適と同じく大宛列伝が漢書の張騫・李廣利伝を移録したものであることを唱えたのはペリオであった。この年、ペリオは二つの刊行物に同趣旨の見解を発表している。一つは王国維の全集海寧王忠慤公遺書の紹介と批評とを通報に掲げた中に言及したものであり、他は資料 (Documents) と題する刊行物の第一号にシベリアと支那との古銅器について論じたものの中に記されたものである。⁽⁷⁾ 後者には前者が引用してあるので、少くとも前者より後に執筆されたものに相違ない。内容は前者よりやや簡単になつてゐる。

ペリオは王国維がその宋元戯曲考の第十六章余論の第三節に支那に外国から輸入された歌曲の最も古い例として、張騫が西域から齎した摩訶兜勒(8)という曲を挙げていて、張騫が西域から齎した摩訶兜勒(8)という曲を挙げていて、

摩訶兜勒という音訳そのものが張騫より後の時代のものと考えられる。この曲を張騫が伝えたといふのは崔豹の紀元三〇〇年頃の著作古今注卷中に見えるものである。古今注には張騫説話 (Légendes "tchangkiennnes") が

沢山に引かれ、偽作であることの明白な張騫出閥志さえ引用されている。

張騫出閥志は実は張騫に関する物語の二次的段階を示しているものに過ぎない。私の見る所によれば、この話は頗る早く史実とされてしまったもので、一種の歴史物語 (roman historique) の形式で紀元一世紀に支那に受けられたようである。この物語の一部分は前漢書の張騫伝となり、今日史記（大宛伝）に見える張騫の伝記は、前漢書張騫伝の材料になったというようなものではなく、前漢書の張騫伝の方が紀元一世紀以後に或る偽造者の手によって史記の中に採入れられたものであろう。これは頗る革命的な結論であるが、今の史記に見える張騫伝の問題についてはこれ以外の解決法はない。いずれこの問題については詳しく論ずるであろう。

ペリオによれば、張騫の中央アジア旅行について小説的な物語が出来、それがまず漢書に採入れられて張騫伝となり、その後張騫出閥志となつたが、今の史記の大宛列伝は漢書の張騫伝に基づいて後の人々が作成し史記に挿入したものであるというのである。

古今注に張騫出閥志が引用されていることや摩訶兜勒を張騫が西域から持帰った歌曲であるとしていることは、早くから学者の注意に上っている所である。⁽⁹⁾が、後に張騫出閥志に記録せられるに至った張騫説話が夙に漢書に採入られて張騫伝となり、さらにその漢書張騫伝が史記に挿入せられて今の大宛列伝になつたという推定は人の意表をつくものであった。大宛列伝は張騫の西域奉使を中心とする前半と李廣利の大宛征伐を主題とする後半とから成っている。ペリオはその前半に当る張騫中心の部分について専ら言及していて、後半の部分については全く触れていないが、いざれ詳しい論文が出来れば当然これについての美事な解決がなされるであろうと人々は詳論の出現を鶴

首していたと思われる。

一九三八年、ペリオは通報に「支那記録に見えるフワーリズムの名称」⁽¹⁰⁾を発表し、フワーリズム（ホラズム）の漢字訳名を歴代の支那記録から採集し、これに解説を加えた。氏はまず大宛列伝の「及宛西小国驪潛・大益、宛東姑師・扞罕・蘇薤之属、皆隨漢使、獻見天子」（縮印百衲本一四三頁上段）の驪潛がフワーリズムの対音であることを論じたが、この比定が白鳥庫吉博士に始まる⁽¹¹⁾ことについては書き漏した。それは兎に角として、ここに大宛列伝を引用した氏は、

張騫とその旅行に関する記事は史記卷一二三の大部分を占めているが、今日見られる記事は十分信用に値するとは思われない。

とし、これに注して

史記卷一二三については、最も新しい論文として独乙東洋学会雑誌一九三七年号のハロウンの論文第一五〇頁を参照せよ。

と記している。ペリオは一九四五年十月二十六日に逝去したが、約束の詳論は終に発表されなかつた。遺稿の中にこれに関する論考のあることを聞かない。

張騫出閼志は現行の古今注の卷下に一条、洪遵の泉志卷十一に一条引かれている。古今注に引かれている張騫出閼志は西域に出る酒杯藤という植物についての記事であるが、大宛列伝には勿論、漢書の張騫伝にも西域伝にも類似の記事はない。これに対し、泉志に引く所は

張騫出閼志に曰く、凡そ諸国の幣貨多く蕉越犀象を用いて作る。金幣（金属の貨幣）は率^{おおむね}国王の面を象り、亦王后的面に效う。丈夫の交易の若きは則ち王の面を用い、女人の交易には則ち王后的面を用う。王死なば則ち更め鑄る。

といふのであって、これは大宛列伝の安息の条に

銀を以て錢を為る。錢は其の王の面の如くす。王死なば輒ち錢を更め王の面に効う。（縮印百衲本一一三八頁下段）漢書西域伝上安息國の条に

亦銀を以て錢を為る。文（表面）には独り王の面を為り、幕（裏面）には夫人の面を為る。（縮印百衲本一一六一頁下段）

とあるのに国王と夫人との顔を鋳出するという点が似ている。

漢書西域伝上罽賓國の条に

金銀を以て錢を為る。文には騎馬を為り、幕には人面を為る。（縮印百衲本一一六〇一六一頁）

とあり、罽賓に統く烏弋の条に

其の錢独り（＝罽賓國とは異つて）人頭を為り、幕には騎馬を為る。（縮印百衲本一一六二頁上段）

とあるのも類似の記事であるが、罽賓や烏弋のことは張騫の見聞に入っていたかどうか明かでないので、一応考慮の外に置く。それにしても漢書張騫伝には現存の張騫出閼志の佚文や現行の古今注と共に通する記事は皆無なのである。

ペリオは古今注には張騫説話的な記事が沢山に入っていると言ふ。張騫説話的な記事というのは張騫によつて語られた、或いは張騫によつて齎されたとせられる事物やそれに関する知識のことである。前に引いた摩訶兜勒の記事は張騫が西域から将来したと明記してあるものであり、卷下に見える烏孫国に出る青田核といふ或る樹の実の核の話も、明記はされてないが張騫と関連があるようにも思える。これはその果実の全形は知られていないが、支那に齎されている核は六升を容れる瓠の大きさがあり、これに水を満せば酒に化すると言ふ。そして劉章がその核一つを所有し、宴会の時に利用していると言う。⁽¹³⁾この劉章が高祖の長子肥の子朱虛侯章であるとする、呂太后的死後(180 B.C.)、呂氏が劉氏を滅すこと謀った所謂呂氏の乱を予め察知し、これを討平する中心として活動した人であるから、武帝即位の頃(141 B.C.)は存命であったとしても、張騫の帰還した頃(126 B.C.)には果して世に在つたか否か定かでない。況んや張騫が烏孫に使して帰つた元鼎二年⁽¹²⁾(115 B.C.)には恐らく世を去つていたであろう。その劉章が烏孫国の産物を手に入れていたことは不可思議である。尤も康居等の西域の諸国と漢との交通は張騫の第一回の西域奉使以前に始まつていたから、⁽¹³⁾烏孫国の産物もその頃漢に齎されていたと考えられないともない。そう考えれば劉章の青田核入手は張騫とは直接結びつかないことになる。仮に青田核のことを広い意味での張騫説話の一つに数えるとしても、現本古今注の中で張騫説話と看做されるものは、張騫出閨志から採つたという酒杯藤と出典は示されていないが摩訶兜勒という歌曲と青田核との三個条であつて、ペリオのいうように古今注に張騫説話が充满しているとは思われない。

一体、現行の古今注は原本が失われたのを後唐の馬綱の中華古今注を移録して再編したものであり、中華古今注

は唐の蘇鶴の蘇氏演義に基づいたものとする説もあり、それを否定して三者の独立を主張する説もある。摩訶兜勒のことは唐六典卷十四（大樂署の条の原注）にも古今注の記事として引かれているから、原本にあったとしてよいのであろうが、その他については原本古今注にどういう記事があつたのか、まずそのことが明かでない。こうした情況のもとで、漢書張騫伝が古今注と同じく張騫説話を移録したことをどのように証明出来るのであらうか。ペリオが発表を約した詳論が終に出なかつたのは、書きようがなかつたからに相違ない。

さて、一九三七年発表されたハロウン氏の力作「月氏考」には、大宛列伝の成立に触れて次の如く言つて ⁽¹⁴⁾いる。

大宛伝の真実性そのものは司馬貞の史記索隱以来崔道の史記探源とペリオとに至るまで疑問視されている。私の見る所では現存の本文は悉く (bis auf geringe Reste) 漢書卷六一の張騫・李広利伝と卷九六の西域伝とから寄せ集められ、史記に竄入されたというのが真相であり、張騫の眞の伝記は史記卷一一衛青伝の附録に「將軍張騫使して大夏に通じて還るを以て校尉と為り、大將軍（衛青）の軍に従いて功有り、封ぜられて博望侯と為る。後三歳將軍と為り右北平に出で、期を失し、斬に當るを贖して庶人と為る。其の後使して烏孫に通じ、大行と為りて卒す。冢漢中に在り」とある二行の記事だけなのである。この後紀元一世紀に編纂された漢書の張騫伝は当然まるで同時代の記録とは異なるものなのである。それを多くの部分に分けて、その典拠・年代・価値をそれぞれ検討することは困難なことではない。漢書卷六一と同様に漢書卷九六も史記「大宛伝の」それに相応する記事の基になつてゐる。編纂の時期については、「漢書卷九六下西域伝」贊に言う聖上即ち光武帝(25—57)の時代が考えられるべきであつて、すべて班彪(54死)の時以後のことなのである。

史記卷一二三と漢書卷六一とを歴史資料としてより広く利用するためには、先ずその校訂本を作る必要があるう。

現行の史記大宛伝が司馬遷の手に出たものでないという意見は司馬貞・崔適・ペリオ・ハロウン諸氏によつて發せられ、司馬貞以外の諸氏はそれを漢書張騫・李廣利伝及び西域伝を割裂綜合して成ったものであるとしているが、その理由については全く述べていない。

(三)

これに對して始めて詳細に理由を挙げて右諸氏の結論の正しいことを證明しようとしたのが、ライデン大学名譽教授 フールスウェ (Anthony Francois Paulus Hulsewé) 氏である。氏は一九七三年來日し、東方學会において「漢書卷六十一と史記卷百二十三との關係」と題する講演を行つた。その全文は東方學第四十七輯(昭和四九年一月刊、一一九一三三頁)に掲げられている。統いて教授は通報第六一卷(一九七五年)に「史記卷一二三の真実性」⁽¹⁸⁾と題する論文を發表し、詳しい本文批評に基いて、その説の正しいことを強調し、更に一九七九年漢書西域伝の訳注を公けにし、その序論の中で三たび史記大宛伝が漢書張騫・李廣利伝等の移録に過ぎないことを論じた。⁽¹⁹⁾この序論は教授と協同して漢書西域伝の研究を行いその訳注に參加したケムブリッヂ大学のローイ (M.A.N. Loewe) 氏の手に成るものである。

フルスウェ教授の漢書西域伝の訳注は同種の中での最高の傑作で、これまでの世界の学者の関連研究の

成果を網羅し、現時における知見の最高水準を一目にして通覧出来るものである。私は東方学第十六四輯（一九八二年八月刊）に簡単な紹介の筆を執つてこの信頼すべき訳注の出現を慶賀したのであるが、同時に私は史記大宛列伝を漢書張騫・李広利伝の移録であるとする教授の高説には賛成出来ないことを若干の根拠を挙げて説明した。ここに記そうとする所は大綱においてこの紹介の文章で論じた所と大差がないが、紹介には紙面の都合で省略した点が若干あるので、それを補記しつつ更めてここに弁見を陳述する。ここでも紙面に制限があるので教授の論拠の一つ一つを採上げて論駁するのではなく、漢書張騫・李広利伝と西域伝の一部とは史記大宛列伝を移録したものであるという古くからの考え方を肯定する理由を私の立場から列举してみる。紙数の制限から専ら私の考え方を主張するに止めるが、日本語に堪能な教授は恐らく直ちに筆を執つて私の蒙を啓いて下さることであろう。それはもとより私の望むところである。

(一) 史記大宛列伝により古い用辞の存すること。

史記大宛列伝に漢書張騫・李広利伝より一層古い用辞が存することは、漢書が史記を移録したことと示すものである。しかも漢書はそれを新しくするか新しい意味に用いている。

史記大宛列伝には李広利が第一回の大宛征伐に失敗して帰還して敦煌に至った時、武帝は大いに怒り使を派してこれを玉門に遮らしめ、「軍敢えて入らん者は輒ちこれを斬らん」と叱責したので、李広利は恐れて敦煌に留つたことを伝えている。漢書の李広利伝には同じことを全く同じ文章で記しているが、「玉門に遮らしめ」という個処を「玉門閥に遮らしめ」としている。シャヴァンヌはこの記事を根拠に玉門閥を敦煌の東にありとし、王国維を含

む多くの人々がこの説に賛成したが、大宛列伝の玉門は玉門県を指していると解すべきであつて、漢書にこれを玉門閥と記しているのは、玉門と言えば西域の出入口としての玉門閥を指すようになつてから後の理解の仕方であることを示している。それは太初三、四年(102—101B.C.)大宛征伐の成功によつて漢の威光が中央アジアの諸国に一層徹底し、西域との交通が益々盛んとなつてから後のことであるに相違ない。

また史記大宛列伝には大宛城内に井がなく、城外の流水から水を汲んでいたのに着目した漢軍がその流水の源を他に移動させたのに対し、大宛が支那人で鑿井の技術を有する者を手に入れて井を掘らせ、水を得たことを記した名高い記事がある。李廣利はこれによつて大宛がなお長く籠城することが出来、そのうちに康居の援軍の来ることが必至であると判断し、大宛がその王母(或いは母)寡の首を斬つて差出し、停戦を申入れると、これを承諾した。大宛列伝にはこのことを記して、

是の時、康居漢兵を候視す。漢兵尚お盛んなり。敢えて進まず。武師趙始成・李哆等と計る。「聞く、宛の城中新たに秦人を得て井を穿つを知る。しかも其の内食尚お多し。為來する所(これから漢軍の作戦の意)は首悪なる者母寡を誅せんとす。母寡の頭已に至ること此の如し。而かも兵を解くを許さずんば則ち堅守せん。而して康居漢の寵むるを候い、來りて宛を救い、漢軍を破らんこと必せり」と。軍吏皆以て然りと為す。宛の約(降服の申し出)を許す。(縮印百衲本一四五頁下)

と言つてゐる。この秦人は支那人の意味で、この頃中央アジアでは支那人をこの名で呼んでいたのである。

ところが、漢書李廣利伝にはこれと殆んど同文を掲げ、この秦人を漢人に改めてゐる。漢人は文字通り漢の人

で、漢王朝治下の支那人を指したものである。その漢は漢王朝の滅びた後も支那本土及び支那人を指す一般的の名称として今日に至るまで用いられていることは〔言うまでもない〕⁽²¹⁾。漢書の李広利伝に支那人のシノニムとして漢人の称を用いていることは、漢書編纂の当時この名が中央アジアでもその意味で使用せられていたことを示すものである。鮮卑の拓跋氏が北支那を支配するに及んで拓跋氏から出た Tamghad, Taugas 及びそれに類似した名称が中央アジア・西アジアの人々が支那及び支那人を指す名称となり、更に唐の立国、契丹の北支那支配とともに、唐家・唐人、契丹 (Kitani, Kitai, Catai, etc.) 類似の名称が行わたった⁽²²⁾。またこれと併行して秦から出た Chin, China 等の名称が諸時代を通じての支那を指す名称となつた⁽²³⁾ともよく知られている。要するに大宛列伝に言う秦人は漢書李広利伝の漢人よりも古い名称であつて、漢書李広利伝が大宛列伝の記事をより新しい知識によつて改めたものであることを示している。

漢書卷九四上匈奴伝に

是に於いて衛律は (靈衍襲) 单于の為に謀り、井を穿ち、城を築き、樓を治め、以て穀を藏し、秦人と与に之を守る。(縮印百衲本漢書一三四二頁上段)

とあり、同じく漢書卷九六下西域伝烏塗の条に

匈奴馬の前後足を縛り烏塗の城下に置き、馳せて言う、秦人、我若に馬を匂ん^(なんじ)、と。(同右二一七一頁下段)

がある。後者は所謂既往を悔ゆるの詔の中に見え、武帝 (141—87 B.C.) の晩年のことであり、前者は武帝について立つた昭帝の始元四年 (83 B.C.) のことである。秦人の称がこの頃まで行われていたことは、李広利の大宛征伐の

時(104—102B.C.)穿井の技術を伝えた支那人を大宛列伝に秦人と呼んでいる」とかの明かであつて、漢書李廣利伝にこれを漢人としているのは後の書直しに他ならない。

樓蘭及びそれ以西の地域を西域と称することは漢代に始まり、以後引続いて行われたといろであるが、漢代でも初めからこの称が用いられたのではない。武帝の時代には西北又は西北国或いは西國と言つた。それが西域に定つたのは、宣帝の神爵二年(60B.C.)西域都護が設けられた時であると考えられる。⁽²³⁾ 従つて西域の称は史記には見られず、漢書に至つて始めて現わるのである。史記大宛列伝には張騫が第二回の出使において自らは烏孫に赴いて漢との同盟を提案し、副使を諸国に派遣し、副使が諸国の使をつれて帰った結果、中央アジア諸国と漢との交通が始めて開けたことを述べて、

是に於いて西北国始めて漢に通ず。然れども張騫鑿空したるなり。(縮印百衲本史記一四一頁下段)

と言ひ、武帝が烏孫の馬入手し、更に大宛の馬を得て、それを一層多く獲得しようとした事情を記したといろに、

初め天子書易を発するに云う、神馬当に西北。従り来るべし、と。烏孫の馬を得たるに好し。名づけて天馬と曰う。大宛の汗血馬を得るに及び、益^{ますます}壯なり。更めて烏孫の馬を名づけて西極と曰い、大宛の馬を名づけて天馬と曰うと云う。漢始め令居以西に築き、初めて酒泉郡を置き、以て西北^よ国に通ず。因りて益使を發し、安息、奄察・黎軒・条支・身毒に^{ひだ}低らしむ。天子〔大〕宛の馬を好み、使者道に相望む。(中略)而して樓蘭・姑師は小国のみ。空道に當り漢使を攻劫す。(中略)而して匈奴の奇兵時々西国に使する者を遮り撃つ。(縮印百衲本史

とあり、太史公自序に

曲塞に直り、河南を広くし、祁連を破り、西国を通じ、北胡を靡く。衛將軍驃騎列伝第五十一を作る。(縮印百
衲本史記二〇三頁)

とある。これに対して漢書張騫傳には「是に於いて西北国始めて漢に通ず」、「初めて酒泉郡を置き以て西北国に通
ず」(縮印百衲本漢書七五一頁上段)と大宛列伝と全く同じ表現を用いている一方、同じ張騫傳に「語皆西域伝に在り」
(同上七四九頁下段)、或いは「語西域伝に在り」と記して西域の語をも使っている。このように西北国と西域という
称が併用されていることは、前者が史記大宛列伝に拠っていることを示すものであろう。もし漢書張騫傳が先に出
來ていたのであれば、西北国とは記さず西域と記していたであろう。

(二) ヴァーチョンの相違していること

史記大宛列伝と漢書張騫傳とには同様の事実を別様に伝えている場合がある。先ず張騫が第一回の奉使で大月氏
に至った時のこと記して、大宛列伝には

大月氏王已に胡の殺す所と為り、其の王子を立てて王と為す。

と言ふのに対し、張騫傳には

大月氏王已に胡の殺す所と為り、其の夫人を立てて王と為す。

と言ふ。宋の裴駟の史記集解には右の大宛列伝の文章に対し

史記大宛伝と漢書張騫・李廣利伝との関係について 榎

徐広曰く、「に云う、夫人王と為る、と。夷狄にも亦女主或るなり。」

と注している。徐広は史記音義八巻の著者であるが、「に云う」は「史記の一本に云う」という意味なのか、「別の伝承によれば云う」という意味なのか必ずしも明かでない。前者であるとすれば張騫伝と同じであるから、この部分は一応相違はないものとして置こう。

ヴァーチョンの相違の最大のものは、張騫に語らせて いる烏孫建国の事情と烏孫の利用策とである。大宛列伝に言う。

(1) 臣匈奴の中に居るとき聞けり。烏孫の王は昆莫と号す。昆莫の父は匈奴西邊の小国なり。匈奴攻めて其の父を殺す。而して昆莫野に生棄せらる。⁽²⁾ 烏肉を喰みて其の上に蜚び、狼往きて之に乳す。单于怪みて以て神なりとなし、収めて之を長せしむ。壯なるに及びて兵に將たらしむ。^{しばは} 功有り。单于復^{まよ} 其の父の民を以て昆莫に予え、西域に長守せしむ。昆莫其の民を収養し、旁の小邑を攻む。控弦するもの數万、攻戰に習う。单于死するや、昆莫乃ち其の衆を率いて遠徙し、中立して匈奴に朝会するを肯んぜず。匈奴奇兵を遣して擊つも勝たず。以て神なりと為して之に遠ざかり、因りて之を羈属し、^{はなはだ} 大しくは攻めず、と。今单于新たに漢に困しむ。而して故の渾邪の地空として人無し。蛮夷の俗漢の財物を貪る。今誠に此の時を以てして幣を厚くして烏孫に賂し、招きて以て^{ますます} 益^{ますます} 東して故の渾邪の地に居らしめ、漢と昆弟を結ばしめば、其の勢宜しく聽くべし。聽かば則ち是れ匈奴の右臂を断つなり。既に烏孫を連ねなば、其の西の大夏の属、皆招いて来らしめて外臣と為すべし。(縮印百衲本史記一一四〇頁下段一一四一頁上段)

これは大宛列伝に張騫第一回の奉使の報告として西域の情勢を記した中に

(2)鳥孫は大宛の東北に在り。二千里可り。行国なり。畜に隨う。匈奴と俗を同じくす。控弦する者数万。敢戰す。故匈奴に服す。盛なるに及び、其の羈属を取るも、往きて朝会するを肯んぜず。(縮印百衲本一三八頁上段)

とあるのと同趣旨の記事である。この記事はまた漢書卷九六下西域伝鳥孫の条の冒頭に

(3)鳥孫國……田作種樹せず。畜に隨い、水草を逐う。匈奴と俗を同じくす。……故匈奴に服す。後盛大、羈属を取るも、往きて朝会するを肯んぜず。(縮印百衲本漢書一六六頁下)

とあるのにほぼ一致するものであるが、(1)に当る部分は張騫伝には次のように記されている。

臣匈奴の中に居りて聞く。烏孫の王は昆莫と号す。昆莫の父難兜摩(※Tardu-bi)は本大月氏と与に祁連・敦煌の間に在り。小国なり。大月氏攻めて難兜摩を殺し、其の地を奪う。人民亡げて匈奴に走る。子昆莫新たに生まる。傳父布就彌侯^ハ亡げて草中に置き、為めに食を求む。還りて狼の之に乳し、又、鳥肉を銜み、其の旁に翔ぶを見る。以て神なりと為し、遂に持して匈奴に帰す。单于之を愛養す。壯なるに及び、其の父の衆を以て昆莫に与え、兵に將たらしむ。數功有り。時に月氏已に匈奴の破る所となり、西して塞王を擊つ。塞王南して走り遠く徙る。月氏其の地に居る。昆莫既に健なり。自ら单于に請い、父の怨みを報ぜんとし、遂に西して攻めて大月氏を破る。大月氏復^{また}西走して大夏の地に徙る。昆莫其の衆を略し、因りて留り居る。兵稍彊し。会^{たまたま}单于死す。肯^{あえ}て復匈奴に朝事せず。匈奴兵を遣して之を擊つ。勝たず。益^{ますます}以て神なりと為して之に遠ざかる、と。今单于新たに漢に困しむ。而して昆莫の地空なり。蛮夷故地を恋い、又漢の物を貪る。誠に此の時を

以て厚く烏孫に賂し、招いて以て來りて故地に居らしめ、漢公主を遣して夫人と為し、昆弟を結ばば、其の勢宜しく聴くべし。則ち是れ匈奴の右臂を断つなり。既に烏孫を連ねなば、其の西の大夏の属より、皆招きて來らしめて外臣と為すべし。(縮印百衲本七五〇頁下段)

即ちこの部分は大宛列伝(1)と似た部分と表現とがある一方、全くと言つてよいほど話の筋が違うのである。史記大宛列伝では烏孫がもと匈奴に攻められて一時その支配に服し、後独立を回復したことを述べ、その関係を利用して烏孫と結んでこれを漢の弟となし、渾邪王のいた地域(酒泉・敦煌の方面)に移住させて匈奴の右臂を絶ち、西域諸国との連絡を遮断させようというのであるのに對し、漢書張騫伝では烏孫は大月氏と共に祁連・敦煌の間にいた時大月氏に擊たれ、匈奴に逃れ、その保護を受けて勢を恢復し、既に匈奴に擊たれて西方に移動していた大月氏を討つてこれを大夏の地に再度移動せしめた、そこで烏孫に漢と昆弟の関係を結ばせ、匈奴の西方を牽制させようというのである。

史記に故の渾邪王の封地に烏孫を移住させよというのが、漢書では烏孫の故地に呼び戻せということになつてゐる。

漢書の記述は、匈奴・大月氏・塞三民族の間に連鎖的な移動の事実があつたとする認識に基づき、それに烏孫を關係づけて理解しようとしていることを示してゐる。漢書西域伝上罽賓國の条に

昔匈奴の大月氏を破るや、大月氏西して大夏に君たり、而して塞王南して罽賓に君たり。塞種分散して往往にして數国を為す。疏勒より以て西北、休循・捐毒の属、皆故の塞種なり。(縮印百衲本一一六〇頁下段)
とあり、同じく漢書西域伝下烏孫の条に

〔烏孫国は〕本塞の地なり。大月氏西して塞王を走らしむ。塞王南して印度を越え、大月氏其の地に居る。後、烏孫の昆莫大月氏を破り、大月氏徙りて西し大夏を臣とし、而して烏孫の昆莫^{アシカ}に居る。故に烏孫の民に塞種・大月氏種有りと云う。始め張騫言う、烏孫モト本大月氏と共に敦煌の間に在り。云々。(縮印百衲本一一六
頁下段)

とあり、漢書の編者が匈奴・大月氏・塞三民族の連鎖的移動を動かすべからざる事実と考えていたことが一層確かめられる。烏孫の現住地(イシッククル方面からイリ河流域一帯)は本来塞民族の住地であったのを塞を西方に移動させた大月氏に占拠せられ、次に大月氏を西に逐つた烏孫が拠つたというのが漢書編者の考え方なのである。

匈奴が大月氏に殆んどこれを全滅させたと称するほどの打撃を加えたのは、文帝の前二年(177 B.C.)か四年(176 B.C.)のことである。^(註)烏孫もこの時匈奴の支配の下に置かれた。匈奴はこの時まで「その右方の王将が西方に居り、上郡(陝西省の北部と内蒙古自治区の一部)以西に直り、月氏・氐・羌に接し」(史記卷一〇匈奴列伝、縮印百衲本一〇四頁上段)ていたのであるから、この時大月氏は河西或いは蒙古高原西部の地域から更に西方に移動を余儀なくされたと考えられる。漢書の編者の考え方従うと、烏孫が大月氏を攻めて一層西方へ移動させ、自らは大月氏に代りてイシッククル・イリ河流域方面に定着したのはこの時以後のことでなければならない。張騫はそのことを第一次の奉使に際し匈奴に抑留されている時に聞いたといふのであるから、それは張騫が漢に帰つた元朔三年(126 B.C.)以前のことだ。張騫が大月氏に留ることと歲余にして帰路に就き、途中再び匈奴に抑留されると歲余について長安に帰着したいと考慮すると、それは遅くとも元朔二年から三年以前のこと即ち 129 B.C. (元光六年)かそれ

より更に以前のことであろう。果して然らば、匈奴の西方發展の結果、大月氏が塞を西走せしめ、その大月氏が烏孫に攻められ、再び西に移つて塞を大夏の地から驅逐して、塞が縣度を越えて罽賓に移動したという中央アジアの民族大移動は文帝の前三、四年（177-176 B.C.）から元光六年（129 B.C.）か更にそれ以前の或る時期までの四十数年間に起つたことになる。しかし匈奴に討たれた時乳幼児であった烏孫の昆蟲が、亡き父の遺衆を指揮するまでに成長するには、少くとも十数年は必要であろうから、これらの民族移動は四十数年から十数年を差引いた三十年をこそこの間に起つたとしなければなるまい。一七七〇年十二月ヴァルガ河畔を出発したトルグート族十六万一千九人がウバン（渥巴錫）汗に率いられて移動し、途中ロシア軍・カザック族・ブルート族の襲撃を受け、人員の半数以上と家畜その他の財産の約三分の一を失いながら、一七七一年七月イリに到着した後年の事例を考えると、三十年をこそこの間に塞・大月氏・烏孫の目まぐるしい移動があつたとしても不可能ではないが、こうした所伝が支那以外の史料の示すところと矛盾なく融合するか否かは別に検討を要する問題である。例えば塞はギリシア人がスキタイと呼んでいる民族のイラン名であつて、イランに対するトゥランに當るものである。それは広い地域に分布していた多くの部族或いは民族を指す集合名詞であつて、個別的に塞と呼ばれる民族がいたのではない。匈奴も大月氏も烏孫も塞の一種である筈であるから、漢書にいう大月氏に攻められて西遷した塞とは具体的に何であつたのかが更めて明かにせられなければならない。

しかしそうしたことは別に論ずるとして、ここに指摘したいのは史記大宛列伝と漢書張騫伝とはそれぞれ所伝を異にしている事実である。中でも著しいのは、史記には片言隻句も触れられていない塞民族のことが漢書張騫伝・

西域伝に見え、「疏勒より以て西北、休循・捐毒の属、皆故の塞種なり」（漢書西域伝上罽賓國）とか、「故に烏孫の民に塞種・大月氏種有り」と云々（同上烏孫國）とか、「休循國」（中略）「本故の塞種なり」、「捐毒國」（中略）「本塞種なり」（同上休循國・捐毒國）とその実在を伝えてゐる所である。「故（又は本）の塞種なり」とか、「本故の塞種なり」と云うのは、嘗て塞種が住んでいたという意味にも解釈出来るが、烏孫國に大月氏種・塞種が有るところのは明かにそつた名で呼ばれた民族がいたことを意味する。すると塞はいくつかの民族の総称であると同時に或る特定の民族の名であつたことになる。そういうことがあり得たのであらうか。いずれにしても、これらした知見は西域の事情が詳しく述べられた後に獲得せられたものである。

漢書西域伝の論贊の「聖上古今を遠覽し、時の宜しきに因りて、驕靡して絶たず」（縮印百衲本一七八頁下段）の聖上が後漢の光武帝を指して「ぬい」とは、クロウも指摘しているが、それは徐松（1781—1848）の漢書西域伝補注（道光九年 1829 十一月序）に既に指摘されて「ぬい」とある。徐松は更に西域伝上杆弥國の条に「今、寧弥と名やへ」とある今が漢書編纂当時の名で呼んだ」と示してあるとしている。このように漢書の西域に関する記事は単に前漢時代のみではなく、編者班彪（A.D. 3—54）・班固（32—92）以外には最後の仕上げを行つた班昭（49—ca. 117）の頃までの知見を含んでいふと考らざるものである。

こうした事情を考慮すれば、漢書に始めて伝える烏孫・大月氏・塞三氏族の連鎖的移動説が、真偽のほどは別として、史記が成立した以後に伝えられたものであることは明かである。嘗て加藤繁博士は史記には烏孫を以前から当時の現在位置に居住していたものとして書いてゐるが、漢書の書寫とは誤であることを指摘せられた。⁽²⁸⁾ 私は結

論的には博士の論ぜられる通りであると信ずるが、この民族移動の真偽の問題については別に論ずることとし、こゝでは漢書張騫伝に言う民族移動説は史記大宛列伝に記すところより新しいもので、史記が漢書の記述を改造したのではなく、両者はそれぞれ所伝を異にするものと見るべきことを主張して置く。

史記大宛列伝には烏孫の昆莫が始め匈奴に攻められてその父が殺された時野に生棄せられ鳥や狼に養われていたので、匈奴の单于が不思議であるとして拾い育て、この昆莫によつて烏孫の再独立が完成せられたとしている。烏孫は匈奴に一時併合せられたというのであるから、それが再び独立を取り戻したことも事実であろう。その再独立を完成させた昆莫について神怪談が伝えられるのは当然である。この説話が現存の記録では王充 (A.D. 27-ca.100) の論衡卷二吉驗篇にも出てゐることはよく知られている。曰く、

烏孫の王は昆莫と号す。匈奴攻めて其の父を殺す。而して昆莫野に生棄せらる。鳥肉を銜みて往きて之を食わしむ。单于之を怪しみ、以て神なりと為して取めて長ぜしむ。壯なるに及び兵を使ひ、しばしば功有り。单于乃ち復其の父の民を以て昆莫に予え、命じて西城に長守せしむ。

これには狼のことが見えないが、それは本来無かつたのか、論衡以前の或る段階で脱ちたのか、王充が書脱したのかの何れかであろう。その何れであるにせよ、これが史記大宛列伝に採録されている系統の説話で、攻めて父を殺したのが大月氏であり、昆莫はその養育係である布就侯に助け出され、この養育係によつて匈奴单于に差出されたとする漢書張騫伝に記す系統の説話でないことは明かである。論衡が史記と共通の資料によつたのか、或いは史記大宛列伝から採つたのか明かでないが、その場合のどちらであつてもよいであろう。王充は班固・班昭と同時代

の人であったが、地方の県の下級官吏に過ぎなかつたから、完成したばかりで未だ流傳の広くなかった漢書を閲覧する機会があつたかどうか、必ずしも明かでない。しかし漢書を見たか否かに拘らず、その論衡に史記大宛列伝系統の烏孫の始祖説話が掲げられていることは事実であつて、史記大宛列伝系統の説話と、漢書張騫伝系統の説話とが同じ頃併せ存したことは否定出来ない。このことは大宛列伝の説話が張騫伝の説話の換骨奪胎ではないことを物語るものでなければならない。事実は寧ろ逆であるべきで、大宛列伝系統の説話が塞・大月氏・烏孫三民族の連鎖的移動説に結びつけられて漢書張騫伝に見えるような形に発展したと見るのが自然であろう。

(三) 漢書張騫伝から史記大宛列伝の関係部分を編輯することは不可能である。

史記大宛列伝の記事は三分せられ、一つは漢書張騫伝に、一つは漢書李広利伝に、一つは漢書西域伝に入つている。漢書張騫伝には張騫が歴訪した諸国について報告したところとして史記大宛列伝に記されている部分を張騫伝には入れず西域伝に移し、「語西域伝に在り」(縮印百衲本七五一頁上段)と記している。史記大宛列伝の記事をこのように三分することは頗る容易なことであるが、それでは逆に漢書の張騫伝・李広利伝・西域伝から史記大宛列伝を今見るように形に編輯することは可能であろうか。張騫伝・李広利伝を一纏めにすることは困難ではないが、「語皆西域伝に在り」(縮印百衲本七四五頁下段)或いは「語西域伝に在り」(縮印百衲本七五一頁上段)と記されている部分を西域伝から拾い出すことは可能であるとは考えられない。

例えば漢書西域伝の烏弋山離の条を史記大宛列伝の条支の条に比較してみると、漢書は烏弋山離國の記述の中に史記大宛列伝の条支国との記事をそのまま挿入していること明かである。⁽³⁾これは漢書張騫伝に「語皆西域伝に在り」

と記されている部分の一部に相当する。このように大宛列伝から採られている部分を指摘するのは容易であるが、張騫伝・西域伝だけが存在した場合、それから張騫の第一次奉使の報告を復原し、今のような大宛列伝を構成することは不可能であろう。

(四)

以上は現行の史記大宛列伝と漢書張騫・李廣利・西域伝とを比較して、漢書のこれらの伝が史記大宛列伝から出たと考えることは出来るが、その逆ではあり得ないことを、いくつかの根拠に基づいて論じたものであるが、それは現行の漢書張騫伝を班固等編修の本文であると考えた上での議論である。

一方、前述の如く、ペリオは現行の漢書張騫伝は張騫出閼志や古今注などに著録せられた、或いはそれと一緒に張騫説話を材料に班固以後の人が作成し、漢書に挿入せられたものであろうと考えた。ペリオはその詳細を遂に語らなかつたが、私は所謂張騫説話がどのようなものであるのか、張騫出閼志は失われ、古今注の実体も定かに知られない現在においては、明かにし難いのであるから、ペリオの推定を実証する方法がないことを指摘した。

ハロウン教授は張騫出閼志や古今注の名こそ挙げないが、現行の漢書張騫伝を後人の偽作、現行の史記大宛列伝はこれを採つたものであるとする点はペリオに同じい。しかしハロウンも亦それについての具体的説明を行うことなく逝去した。

これに対し、現行の漢書張騫李廣利伝は偽作ではなく、班固等編定のものであるが、現行の本文には大きな錯簡

がある、そして史記大宛列伝のそれに相応する部分にも全く同じ錯簡の存する」とを根拠に、今の史記大宛列伝は漢書張騫伝と錯簡を生じた後の漢書李広利伝とを併せて成ったものであると論ずるのがフールスウエ教授である。教授によると、班固ほどの人がこうした錯簡のある史記大宛列伝の文章をそのまま襲鈔した筈はない、漢書李広利伝の錯簡は班固以後に生じたもので、それと同じ錯簡を有する史記大宛列伝は必ずこの錯簡を生じた後の漢書張騫・李広利伝を移録したものであるらしいのである。

四 錯簡の問題。

フールスウエ教授は氏が錯簡があるとする現行の漢書李広利伝の本文と氏が錯簡を訂正して復原したテキストとを対照して、東方学四十七輯一二八—一二九頁、T'oung Pao, LXI, 1/3, 1975, pp. 122—123, China in Central Asia. The Early Stage: 125 B.C.—A.D. 23, Leiden: E. J. Brill, 1979, pp. 16—17 を掲げてある。教授は漢書は一箇に二十二字乃至二十五字書かれていたとして復原を行つてゐるが、氏の復原によると中に一箇四字となるものゝ、八字となるものゝ九字となるものゝそれぞれ二つが生ずるといふ。しかゞその中二つは明かに次簡に統いて一つの文章を為すものである」とは、人をして奇異の感を懷かしめるものである。

フールスウエ教授復原の部分に六十九字の錯簡の存する」とを初めて指摘したのは王念孫である。教授は王念孫に刺激せられてその周辺の文章を詳細に検討し、王念孫の注意にも漏れた大規模な錯簡の存する」とを認め、その訂正復原を行つたのである。フールスウエ教授がこの王念孫の校訂をも受入れてはいることは言うまでもない。それほどの校訂に従えば漢書の文章が筋を通して理解出来るからである。しかし王念孫は史記大宛列伝の文章に従つて

漢書を訂したのであって、漢書と錯簡を同じくするが故に史記は漢書を移録したというフルスウェ教授の論理は、少なくともこの部分には適用され得ないのである。

さらにその他の錯簡とされる部分について考えて見ると、敢えて錯簡を想定しなくても現行本の通りに読んで十分意味が通ずるのである。第二回の大宛征伐は先ず五十余校尉に指揮された六万の軍を敦煌から出発せしめ、これに後れて李広利の本軍が進発したのである。本軍の人数は必ずしも明かでないが、先発軍に劣らぬ多数であったであろう。史記大宛列伝には李広利の出発について、

是に於いて武師後れて復行く。兵多けれども而かも至る所の小国迎えて食を出し給せざるなし。(縮印百衲本一四五頁上段)

と言ひ、

初め武師(李広利)の敦煌に起つて西するや、以為らく人多ければ道上の國食する能わじ、と。乃ち分けて數軍と為し、南北道に従う。(縮印百衲本一四五頁下段)

と述べ、

武師後れ行く。軍食に乏しきに非ず。戰死多き能わざるなり。而かも將吏貪ること多く、士卒を愛さず、之を侵牟す。(縮印百衲本一一四六頁上段)

と記している。第一回の大宛征伐に関する大宛列伝の記事は、先発隊と本隊との準備や行動を分けて説明しているのである。その記事に錯簡があるとするのはこの先発隊と本隊との行動をそれぞれ別のものとして受取らず、一つ

のものとして理解しようとするところから起るのである。大宛列伝に先発隊に關する部分に

宛の王城、中に井無し。皆城外の流水に汲む。是に於いて乃ち水工を遣し、其の城下の水を徙して空しからしめ、以て其の城を空しくす。(縮印百衲本一四二頁下段)

とあるのは、先発軍が行つたところであるとも受取れるし、胡三省や王先謙の言うように先発軍の予定の作戦を述べたものとも解釈される。大宛列伝にはこの後に

(李広利) 乃ち先ず宛に至り、其の水源を決して之を移す。則ち宛固より已に憂困す。其の城を囲み、之を攻むること四十余日。其の外城壞る。(縮印百衲本一四五頁上段)

とあるのは、その作戦計画が実行せられたことを述べたとも取れるし、「宛固より已に憂困す」とあるのを考えて、先発軍の作戦に統いて別に本隊による水源移動が行われたとも解釈せられよう。漢書李広利伝のこの部分はこれと全く同じであるが、フルスウェ教授の(乾隆官版による)復原によると、水源閉塞に關する以上の二つの文章は一つとするのが正しく、それは次の如くになる。

(李広利) 遷ち先ず宛に至り、其の水源を決して之を移す。宛固より已に憂困す。宛の城外井無し。城外の流水に汲む。是に於いて水工を遣し、其の城下の水を移して空しくし、以て其の城を穴す。

「之を移す」は「之を移さんとす」とも訓めるが、どちらに訓んでも後文の「其の城下の水を移して空しくし」と重複し、不自然の感を免がれない。それは二つのことを一つに纏めて理解しようとするからである。これから考えてもフルスウェ教授の錯簡説は無理で、史記大宛列伝の関係部分は現行本の本文の通り読んで差支えないであ

る。そして漢書李広利伝にこそ王念孫の指摘しているように史記大宛列伝によつて訂正せらるべき錯簡があるのである。教授は班固のような学問のある文章家が、錯簡のある史記大宛列伝を盲目的に移録した筈がないと言つたが、学問のある文章家であつたればこそ、史記大宛列伝に錯簡などがないことが判つていたのであると思うべきであろう。

以上の諸点から⁽³²⁾、私には古くから考えられて來た通り史記大宛列伝から漢書張騫李広利伝と西域伝の一部とが編輯されたもので、その逆であるとは考へられないのである。

註

- (1) 十駕齋新錄卷六「司馬貞」及び史記会注考証（史記索隱序、史記總論司馬貞張守節事歴）。
- (2) 史記会注考証（史記總論史記殘缺）。
- (3) 二十二史劄記卷一「褚少孫補史記不止十篇」。
- (4) 西域は始め西北又は西北國、ついで西國、最後に西域と呼ばれた。西域の称の定つたのは宣帝の神爵二年（60 B.C.）西域都護の設置された時と考えられる。東方学、第六十四輯、一三〇頁、一四一頁注(1)参照。
- (5) 崔適は呉興の人、曾て北京大学教授に任じた。経書の今文学の積極的鼓吹者で、著には他に春秋復始がある（北京師範大学史学研究所編、施丁・陳可青編著、司馬遷研究新論、一九八一年、河南人民出版社刊、四二七頁）。晩年頗る不遇で、その社会的地位はその学にそぐわず、北大の

学生は氏の今文学を理解しなかつた。氏を北大學長の蔡元培氏に推挙したのは錢玄同氏（一九三九・一・一七歿、五二歳）で、崔氏の死を送り、その著の出版に努力したといふ。錢氏がその晩年辨偽派の一方の將として疑古玄同と呼ばれたのは、崔氏の影響によるという（書誌学第二卷第三号、昭和十四年三月、三八頁）。蔡元培が北大の學長であったのは一九一六年十一月から一九二七年七月までと（その中、一九一〇年十一月から二一年九月まで歐洲出張のため他人代行）（高平叔、蔡元培年譜、一九八〇年二月、中華書局刊）一九二九年九月から一九三〇年十二月までとの二回であるが（蕭超然等、北京大学校史「一八九八—一九四九」、一九八一年十月、上海教育出版社刊、四〇、一〇一、三三二頁）、崔適の出講したのは第一回の時のことである。但し教授であつたか否か確かでない。

- (15) 古今註中華古今注蘇氏演義 (商務印書館) 一九五六年
Wang Kouo-wei, In: T'oung Pao, XXVI, 1929, p. 178
et note 1.

(16) (15) の古今註と太宰御覽から抽出した佚文十条を示す
重版説明 | 一〇四頁

(17) (15) の古今註と太宰御覽から抽出した佚文十条を示す
重版説明 | 一〇四頁

(18) Paul Pelliot, *Quelques réflexions sur l'art sibérien et l'art chinois à propos de bronzes de la collection David-Weil*. Extrait de Documents, No. 1, Paris 1929, sans pages, [pp. 3—6].

(19) 王觀堂先生全集錄十四册「古今」文華出版社同前、六
一、七二頁。

(20) 繩原隱藏博士「張騫の遠征」(續史留傳研究) 大正五年
[1916]、後は東西交渉使使記「古今」。B. Laufer, *Sino-
Iranica*, Chicago 1919, p. 242。章宗源「陸海經籍志考證」
〔11+12+13+14〕、第六册「古今」。張振芳「陸海經籍志考
證」〔11+15+16+17〕、三K大頁。

(21) Paul Pelliot, Le nom du Xwārizm dans les textes
chinois, In: T'oung Pao, XXXIV, 1/2, 1938, p. 146.

(22) 「樂氏族考」(4年集第六卷四 1 頁)。

(23) 徐松「漢書西域〔併補注〕」卷下 (111—12)。

(24) 横一雄「張騫の鑑別」(東西交涉 第1卷第四册、昭和
五十七年十一月、一六—一一頁)。

(25) 四庫全書總目提要卷一八、やれに基づいたと思われる
証拠として歴史事典の説。

(26) ハーマン・フランケ Otto Franke, *Geschichte der chi-
tisch-sibirischen Kunst* (1929) 1937, p. 113.

(27) 市川大宛伝と漢書張騫・李廣利伝との關係について
概説

